

## クールス・オフィス とうおん 利用規約

株式会社 レスパスコ-ボレーション(以下、「運営者」という)は、運営者が管理する施設(以下「当施設」という)において、利用者が円滑かつ適正にご利用して頂く為に、利用規約(以下「本規約」という)を以下のとおり定める。

### 第1章 (管理・運営)

当施設「クールス・オフィス とうおん」は、運営者が管理・運営を行うものとする。

### 第2章 (利用目的)

1.本規約は、運営者が当施設において提供する以下のサービス(以下「本サービス」という)に関し、共通して適用されるものとする。

- (1)当施設の一時利用及び月額利用
- (2)レンタル・オフィスとしての利用
- (3)シェア・オフィスとしての利用
- (4)貸し会議室としての利用
- (5)その他、当社が定める利用

2.運営者は本サービスの運営上、個別のサービス毎に契約約款や利用上の注意等の諸規定を設けることがあります。それらの諸規定は本規約の一部を構成するものとし、本規約に定める内容と異なる場合、諸規定の内容が優先される。

3.運営者が定めるサービスの目的で使用し、それ以外の目的に使用してはならない。

### 第3章 (利用資格)

利用資格は、入会申込時に登録された利用者に限られます。

尚、利用者を変更する場合は、事前に運営者の指定する方法により、届けなければならない。

### 第4章 (利用期間)

1.利用者は運営者が承認した利用開始日より1ヶ月単位の月極にて、本サービスを利用することが出来る。

2.利用者は運営者に対し、利用した利用料金を所定の期日までに支払うことにより、1ヶ月単位で利用期間を延長することが出来る。

## 第5章（営業時間）

1.当施設の営業時間は原則として運営者の営業時間内とし、営業時間は下記のとおりとする。

(1)営業時間は、10時から20時までとする。(オープン時間は、ケルヒ・モールの開館より)

(2)年末年始は館内の営業時間に合わせる為、決定次第利用者に事前に告知をする。

2.当施設の営業日は原則として無休だが、已むを得ない事情により休館をする場合または営業時間を変更する場合は、利用者に対して運営者より事前にその旨を知らせるものとする。

## 第6章（利用料金）

1.利用者は、利用目的の際に選択をした本サービスの利用プランに従い、本サービスを利用することができるものとし、利用者は運営者に対し、利用プランごとに運営者が定める利用料を支払うものとする。

2.利用料の支払いは、運営者が別途定める方法に従うものとする。

(1)利用料金の支払いは、下記の振込先へ毎月20日迄に翌月分として支払うものとする。

振込先 / 伊予銀行 大街道支店 普通預金 No.1752446 カ) レバースコープレーション

(2)初回月の利用料金は日割りとし、支払方法は運営者の指示によるものとする。

3.一度支払われた利用料については、理由の如何を問わず返金されないものとし、退店時も同様とする。

4.利用料は、別紙の当施設の利用料金表に定める。

## 第7章（オプション・サービス）

1.利用者は、当施設内に当社が設置する複合機やロッカー等を、運営者が定める方法に従い利用することが出来る。

2.利用者は、複合機やロッカー等を利用する場合、運営者が定める利用料を支払うものとする。

(1)毎月の利用料の支払いは、月末締めの翌月の20日までに支払うものとする。

3.利用者は故意や過失により、複合機やロッカーを毀損、汚損及び紛失をした場合、運営者に対してその損害の賠償をしなければならない。

## 第8章（利用開始）

1.当施設の利用を希望するときは、運営者が公開するウェブサイトの申込みフォームに従って利用の申し込みを行うものとする。

- 2.面談の上、書類審査の結果、運営者が当施設の利用を承認したときは、運営者の指定する方法により、契約の手続きを行うものとする。
- 3.契約完了後、運営者より利用者に対し施設利用に必要なカード及び鍵等を貸与し、利用者は自己責任をもって管理をし、万が一、カード等を紛失した場合は、運営者に対して速やかにその旨を報告をし、運営者は新たに利用者の負担にて発行又は交換するものとする。尚、運営者は利用者以外の第三者に対して、カード等の引き渡しなどは致しません。

## 第9章（残置物）

- 1.利用者は当施設の利用終了までに当施設に留置された所有物を収去することとする。
- 2.利用者が当施設の利用契約終了後、10日間経過後においても収去されない所有物については、運営者の判断で処分することが出来る。

## 第10章（禁止行為）

1.運営者は、利用者(同伴者も含む)が本サービスの利用にあたり、本規約および次の各号の定めの一つでも違反した場合(これらの規約等に定めが無くとも、本サービスの利用に際し、運営者又は他の利用者に対する迷惑行為があると運営者が判断をした場合も含む)に、違反の是正を求めたにも関わらず、即時に当該利用者がその違反を是正しないときは、当該利用者の利用資格を剥奪し、当施設からの退去を求めることが出来るものとする。また、当該利用者は運営者に対して、運営者が被った損害相当額(直接的損害の他、間接的な損害や逸失利益も含む)を賠償するものとする。

- (1)他の利用者に迷惑を及ぼしていると、運営者が認めた行為
- (2)当施設の定めた規約に違反する行為
- (3)当施設またはその周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動や行為を行い、または威勢を示すことにより、運営者や他の利用者、第三者に不安を覚えさせる行為
- (4)当施設内での迷惑となりうる声や音を発する行為
- (5)契約者がカード等を部外者に貸与するなど、不正行為が認められた場合
- (6)運営者が指定した場所以外での、複数人での談話や会議および喫煙行為
- (7)当施設の共有部分を占有すること
- (8)当施設内にて、営業行為や宗教活動および政治活動を行うこと
- (9)賭博およびギャンブルに関する事業を行うこと
- (10)運営者または当施設の名誉や信用を損なうこと
- (11)当施設内
- (12)運営者が不適切と判断した行為、または事業を行うこと

2. 運営者は利用者が、次の各号の一つでも該当するに至った場合は、警告を要することなく、直ちに当該利用者の利用資格を剥奪することができる。
- (1)利用者が法人である場合、破産宣告、民事再生手続、会社更生手続、特別清算など、これらに類する倒産手続等の開始の申請を行うか、もしくはそれの申請を受けたとき
  - (2)利用者が運営者への利用料、その他本サービスの利用に基づき発生した料金を遅延または支払いを怠ったとき
  - (3)利用者が利用規約に違反する行為があり、運営者が違反行為の中止または是正を求めたにも関わらず、利用者がこれに応じないとき
  - (4)その他、各号に準ずる重大な事由が生じたとき

## 第11章（免責）

運営者は本サービスの運営に関して、故意または重大な過失がない限り、利用者に対し損害賠償義務を負わないものとする。

## 第12章（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、自ら及び同伴の利用者が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜団体または特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者に該当しないことや、次の各号のいずれかにも該当しないことを確約すること。
- (1)暴力団員等が経営に関与していると認められる関係を有すること。
  - (2)役員または経営に実質的に関与しているものが、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
  - (3)暴力団員等に資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1)暴力的な要求行為
  - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3)取引に関して、脅迫的な言動や暴力的な行為
  - (4)風説を流布し、偽計や威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
3. 運営者は利用者が、本条第1項及び第2項に違反した場合は、その警告その他など何らかの手続を要することなく、直ちに利用者の利用資格を剥奪することができる。
4. 本条第3項に基づき契約が解除された場合、利用者及び法人利用者に係る当該法人は運営者に対し、当該契約の解除を理由として損害賠償及び利用料金の返還請求することはできない。

### 第13章（不可抗力）

天災地変、法令及びこれに準ずる規則の改廃や制定、公権力による処分や命令、通信回線の事故や停電、当施設での怪我その他運営者の合理的支配が及ばない事由等の不可抗力を原因として、当施設の業務が停止し、利用者へ本サービスの提供ができなくなつた場合、この事により利用者に損害が生じたとしても、運営者は一切の責任を負わないものとする。

### 第14章（利用休止）

1. 運営者は下記の事項に該当する場合には、利用者に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を中止する場合がある。
  - (1)設備の不具合により、十分なサービスを提供することが出来ないと運営者が判断をした場合
  - (2)当施設の定期点検等が行われる場合
  - (3)緊急の点検、設備の保守上あるいは工事の場合
  - (4)火災、停電、天災地変、法令及びこれに準ずる規則の改廃や制定、公権力による処分や命令、その他運営者の合理的支配が及ばない事由等の不可抗力を原因として、本サービスの提供が出来なくなつた場合
- 2.通信事業者が電気通信サービスを中断あるいは中止をし、電気通信サービスの提供ができなくなつた場合
- 3.その他、運営者が運営上休止をする必要があると認めた場合
- 4.運営者が前項の規定に従い本サービスの提供を中止する場合、利用者は本サービスの継続及び本サービスの停止に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求は出来ないものとする。

### 第15章（利用終了）

- 1.運営者は利用者に対し、事前に通知することによって、本サービスの提供を終了することが出来る。
- 2.利用者は運営者が前項の規定に従い本サービスの提供を終了する場合、本サービスの提供の継続及び本サービスの停止に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求は出来ないものとする。
- 3.運営者が本条第1項の規定に従い本サービスの提供を終了する場合、同条同項で定める通知がなされた日が属する月の翌月末日をもって、本サービスの提供は終了するものとする。

- 4.利用者は本サービスの利用を終了する場合は、利用を終了する月の10日前までに運営者が指定をする方法にて、利用終了手続きを行うものとする。
- 5.利用者は、本サービスの利用を終了したときは、利用終了日から起算して3日以内に貸与されたカード等を運営者までに、持参または郵送にて返還するものとする。  
又、所定の期日までに返還されない場合は、利用者は運営者に対して、交換再発行手料を支払うものとする。

#### 第16条（損害賠償）

利用者は本サービスに際し、自己の責に帰すべき事由により運営者および他の利用者に損害を与えた場合には、自らの責任と費用をもって解決にあたるものとし、運営者に対し、一切迷惑をかけないものとする。

#### 第17条（個人情報）

- 1.運営者は本サービスの申し込み又は利用等を通じて知り得た利用者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の法令ならびに個人情報保護ポリシーを遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理をするものとする。
- 2.利用者は、利用者当人の個人情報を運営者が、次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとする。
  - (1)利用者より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に対して提供する為
  - (2)本サービスの運営上必要な事項を、利用者に知らせる為
  - (3)本サービスその他当社の改善等に役立てるための、各種アンケートを実施する為
  - (4)本サービスの利用状況や利用者の属性等に応じた、新たなサービスを開発する為
  - (5)関連サービスの情報を提供する為
- 3.運営者は利用者の個人情報を第三者に開示、提供する場合がある。
  - (1)利用者または公共の安全を守る為、緊急の必要がある場合
  - (2)裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分、または法令により開示が必要とされる場合
  - (3)運営者が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつ、已むを得ない事由が生じた場合

#### 第18章（立入権）

運営者は、保全・衛生・防犯・救護など、管理上必要と認めた場合は、専用ブースに立入れるものとする。

## 第19章（免責事項）

- 1.運営者が提供する通信回路について、天災地変や停電、通信事業者による通信遮断や通信障害、施設内に設置された配線及び機器等が原因による通信不具合が発生し、利用者に損害または不利益が生じたとしても、運営者は一切の責任は負わないものとする。
- 2.利用者が他の利用者もしくは第三者との間でトラブルが生じた場合は、利用者は自己の責任において解決するものとし、運営者は一切の責任を負わないものとする。

## 第20章（その他）

- 1.運営者は、運営者の判断で本サービスの料金、利用プラン、各種手数料、支払条件、利用等に関する特典の設定またはキャンペーンの実施を行うことが出来る。尚、これは利用者に対するサービスの一環として行われるものであり、利用者は運営者に対して一切の意義を申し立てることができないものとする。
- 2.利用者は当施設の利用に際して、運営者指定のレイアウトを変更した場合には、利用者自らにおいて、利用終了時までに原状復帰するものとする。
- 3.利用者は、当社施設の所在地や電話番号及びFAX番号等を、自らの所在地、電話番号及びFAX番号として、名刺・チラシ・パンフレット及びホームページ等に表記することはできない。但し、事前に運営者の承認を得た場合はこの限りではないものとする。
- 4.当施設内での利用者の物品管理は、利用者自身の判断と責任下で行うものとし、運営者は当該物品について、紛失、盗難、滅失や毀損等に関する一切の責任は負わないものとする。
- 5.利用者の機密情報の管理は、利用者自身の厳正な管理とし、施設内での通話や会話、機密書類等の漏洩について、運営者への損害賠償は請求出来ないものとする。

## 第21章（協議事項）

本契約の解釈に疑義が生じ、または本規約に定めのない事由が生じた場合は、運営者及び利用者は相互協議の上、誠実に解決するものとする。

## 第22章（準拠法等）

- 1.本規約に関する準拠法は、日本国法とする。
- 2.本規約に関する一切の訴訟は、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

【附則】

1. 本規約は、2021年2月1日から施行するものとする。
2. 本規約の改定は、必要に応じて運営者が行うものとする。
3. 本規約の施行に関し、必要な事項は運営者にて別に定めるものとする。
4. 運営者が本規約を改定した場合は、利用者は改定日以降、改定後の本規約に従うものとする。

## クールス・オフィス とうおん

### 会議室 ご利用規約

#### 1. ご利用料金

クールス・モール管理事務所にて、会議室のご利用の開始前までに、利用受付と規定の利用料金をお支払い下さい。

複合機等を利用された場合のご精算はカウント確認後、月締めにて請求書を発行致しますので、利用翌月の 20 日までに銀行口座にお振込み願います。

振込先口座：伊予銀行 大街道支店 普通預金 1752446  
力) レスパスコーポレーション

#### 2. キャンセル料

お申込者のご都合でキャンセルの場合、下記のキャンセル料が発生します。

お申し込みからご利用日の3日前から前日までは50%、ご利用日の当日キャンセルは100%となり、キャンセル料は上記の弊社指定の銀行口座にお振込み頂きます。

#### 3. 利用停止

- a お申し込み時の使用目的及び使用方法が事実と反した場合
- b 施設利用客、施設内テナント業者及び弊社従業員に迷惑を及ぼした場合
- c 申込み利用者が運営者の許可なく、第三者に転貸した場合
- d 風紀上又は安全管理上、運営者が不適切と認めた場合
- e 会議室利用開始前に、利用料の支払いがなされない場合

#### 4. 責任区分

- a 荷物や貴重品などは、ご利用者の責任で管理願います。  
盗難や紛失をした場合、弊社は一切責任を負いません。
- b 会議室内の建造物や設備、備品等を破損又は汚損した場合、修理代等を損害賠償して頂く場合があります。
- c 荷物などの一時預かりは保安上のトラブルを避けるため、固くお断り致します。
- d 天災地変、停電等の不可抗力によって、当レンタル会議室の利用が出来ない場合や禁止行為により使用禁止や使用停止が生じた結果による、いかなる責任についても弊社は一切の責任を負いません。

## 5. 利用方法

- a 会議室は、1時間単位の時間貸しとなります。
- b オフィス内は禁煙となっております。
- c 飲み物(アルコール類は厳禁)以外の飲食物の持ち込みは出来ません。
- d ご利用後は、机や椅子等など原状復帰願います。
- e ご利用後、汚れが著しい場合は清掃料金を別途ご請求させて頂く場合があります。
- f 会議室の利用時間の延長は管理事務所まで、お申し出下さい。  
但し、ご要望にお応えできない場合もありますので、予めご了承下さい。

### \*個人情報について\*

弊社におきましては、皆様の個人情報保護につきましては、万全の対応を図りたいと考えております。お客様の個人情報は法令の定める場合など正当な理由がある時を除き、お客様の許可なく、その情報を第三者へ開示や提供することは致しません。流出や改ざんを防止するための合理的な安全策を講じ、個人情報の適切な利用と保護に努めます。又、下記の利用目的でお客様の個人情報を利用する場合があります。予め、ご了承の上、ご契約頂けますようお願い致します。

個人情報の利用目的:当社はお客様の個人情報を、以下の目的で利用致します。

- ① サービス・商品に関する、お客様との契約履行の為
- ② サービス・商品の継続的なお取引における管理や、これに伴う各種ご案内の送付連絡の為
- ③ 電話や電子メールによる情報提供、各種ご案内等、サービスや商品に関する営業活動の為
- ④ 顧客動向分析若しくはサービス・商品開発等の調査分析の為
- ⑤ 事故等、緊急の際の連絡の為
- ⑥ その他

〒 791-0211 愛媛県東温市見奈良 1,125  
株式会社 レスパスコーポレーション  
クールス・オフィス とうおん  
担当 : 高市 / 宮内  
(TEL) 089-990-7200